

名古屋市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、名古屋市国民保護協議会条例（平成18年名古屋市条例第35号）第 7 条の規定に基づき、名古屋市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務の代理）

第 2 条 会長に事故があったときは、助役である委員がその職務を代理する。

（異動の報告）

第 3 条 機関の代表として任命されている委員に異動があったときは、その後任者は、速やかにその職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

（会議の招集）

第 4 条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

（委員の代理者）

第 5 条 機関の代表として任命されている委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が所属する機関から代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、協議会の議決により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第 7 条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査、審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（ 会議録 ）

第7条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録する。

- （1） 会議の日時及び場所
- （2） 出席した委員の職名及び氏名
- （3） 議事の件名及び概要
- （4） 議決事項
- （5） その他必要と認める事項

（ 幹事会 ）

第8条 協議会に幹事を置いたときは、必要に応じて幹事会を開催することができる。

（ 部会 ）

第9条 部会長は、部会において調査、審議等を行ったときは、その調査、審議等の結果を会長に報告しなければならない。

2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定める。

（ 庶務 ）

第10条 協議会に関する庶務は、消防局防災部防災室において処理する。

（ 委任 ）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。